

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成19年7月 第1回訂正分)

株式会社ディア・ライフ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年7月17日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成19年6月29日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,300株（引受人の買取引受による売出し1,000株・オーバーアロットメントによる売出し300株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、平成19年7月13日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には___を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

< 欄内の数値の訂正 >

「発行数（株）」の欄：「1,000（注）2.」を「1,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式1,000株の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、300株を上限として、日興シティグループ証券株式会社が当社株主である阿部幸広（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。

3. 本募集の主幹会社は日興シティグループ証券株式会社であります。

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップ条項が付されておりますが、その内容に関しましては、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除

2 【募集の方法】

平成19年7月25日(水)に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成19年7月13日(金)開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(発行価額191,250円)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。(略)

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄:「204,000,000」を「191,250,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「102,000,000」を「95,625,000」に訂正

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄:「204,000,000」を「191,250,000」に訂正

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「102,000,000」を「95,625,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

(注) 3 . 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5 . 仮条件(225,000円~255,000円)の平均価格(240,000円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は240,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「発行価額(円)」の欄:「未定(注)2.」を「191,250」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1 . 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、225,000円以上255,000円以下の価格といたします。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成19年7月25日(水)に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い公開会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 . 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額(191,250円)及び平成19年7月25日(水)に決定する予定の発行価格と引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が引受価額にて買い取ることとし、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8 . 引受価額が会社法上の払込金額である発行価額(191,250円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

< 欄内の数値の訂正 >

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「日興シティグループ証券株式会社600、いちよし証券株式会社100、三菱UFJ証券株式会社100、野村證券株式会社100、みずほ証券株式会社60、マネックス証券株式会社20、楽天証券株式会社20」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日（平成19年7月25日(水)）に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、当社の従業員持株会に対して、上記引受株式数のうち、一定の株式数を販売する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、20株程度を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して払込まれる引受価額の総額であり、仮条件（225,000円～255,000円）の平均価格（240,000円）を基礎として算出した見込額であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 3. 売出価額の総額は、仮条件（225,000円～255,000円）の平均価格（240,000円）で算出した見込額であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 4. 売出価額の総額は、仮条件（225,000円～255,000円）の平均価格（240,000円）で算出した見込額であります。

第二部 【企業情報】

第6 【提出会社の株式事務の概要】

< 欄内の記載の訂正 >

「株式の名義書換え 取次所」の欄：「中央三井信託銀行株式会社 全国各本店」を「中央三井信託銀行株式会社 全国各支店」に訂正